

令和2年度

京都縦貫自動車道外1線
道路交通管理業務委託

(令和2年6月1日～令和5年5月31日)

仕 様 書

- ・ 交通管制業務
- ・ 交通管理業務
- ・ 電気通信・機械施設等日常保守点検業務
- ・ 雪氷管理業務
- ・ 電気通信・機械施設等保守定期点検業務

令和2年6月

京都府道路公社

道路交通管理業務委託
仕 様 書

道路維持管理業務に関する共通仕様書

第1章 総 則

第1条	目的	1
第2条	関係法令及び条例の遵守	1
第3条	公社の指示	1
第4条	公社への通知	1
第5条	委託業務の内容、基地及び業務場所	1
第6条	責任者の配置人員、資格、及び勤務時間	2
第7条	業務員の配置人員、資格、及び勤務時間	2
第8条	教育訓練	2
第9条	委託期間及び委託区間	3
第10条	委託業務の実施	3
第11条	制服等の着用	3
第12条	資格証明書の携帯	3
第13条	業務用無料通行証等の交付	4
第14条	無線電話等の使用	4
第15条	施設等の貸与	4
第16条	パトロール車等の貸与	4
第17条	貸与施設等の内訳	4
第18条	記録及び報告	5
第19条	備付書類等	5
第20条	個人情報の取扱	5
第21条	その他	6

第2章 交通管制業務

第22条	業務の内容	6
------	-------	---

第3章 交通管理業務

第23条	業務の内容	6
第24条	緊急出動	8
第25条	通報	8
第26条	異常事態の処理及び法令違反者に対する警告等	9
第27条	パトロールへの復帰等	9
第28条	後方警戒	9

第 29 条	警察等との協力	-----	9
--------	---------	-------	---

第 4 章 電気通信・機械施設等日常保守点検業務

第 30 条	業務の内容及び対象施設	-----	9
第 31 条	点検者及び保守点検責任者	-----	10
第 32 条	応急復旧業務	-----	10
第 33 条	打ち合わせ等	-----	10
第 34 条	業務の履行等	-----	10
第 35 条	業務の実施日及び時間	-----	10
第 36 条	業務の一時停止	-----	10
第 37 条	臨機の措置	-----	11
第 38 条	安全等の確保	-----	11
第 39 条	消耗品等	-----	11
第 40 条	提出書類	-----	11

第 5 章 雪氷管理業務

第 41 条	雪氷業務の内容	-----	11
--------	---------	-------	----

第 6 章 電気通信・機械施設等保守定期点検業務

第 42 条	保守点検業務の内容	-----	12
第 43 条	定期点検責任者	-----	12
第 44 条	業務従事者の資格	-----	13
第 45 条	業務の実施時間	-----	13
第 46 条	業務の履行	-----	13
第 47 条	交換部品	-----	13
第 48 条	受託者の負担	-----	13
第 49 条	予備品の整理・整頓	-----	14
第 50 条	臨機の措置	-----	14
第 51 条	関係機関等への連絡及び協議	-----	14
第 52 条	質疑事項	-----	14
第 53 条	業務履行計画書	-----	14
第 54 条	業務実施予定表	-----	14
第 55 条	業務打ち合わせ記録簿	-----	14
第 56 条	点検結果報告書	-----	14
第 57 条	故障報告書	-----	15
第 58 条	写真管理	-----	15

第 59 条 検査	-----	1 5
第 44 条 その他の業務	-----	1 5

別 紙

別紙 1 交通管理・管制等業務組織表	-----	1 6
別紙 3 日常保守点検業務の対象設備	-----	1 7
別紙 4 電気通信・機械設備等日常保守点検業務提出書類一覧	-----	1 8

別 表

別表－1 トンネル等級 A 又は、AA の非常用施設	-----	1 9
別表－2 保守定期点検業務に従事する点検者の資格	-----	2 0
別表－3 交換部品一覧	-----	2 1

様 式

様式－1 打合せ記録簿	-----	2 2
様式－2 保守定期点検業務報告書	-----	2 3
様式－3 保守定期点検業務故障報告書	-----	2 4

第1章 総則

(目的)

第1条 この仕様書は、京都府道路公社（以下「公社」という。）が管理する京都縦貫自動車道及び山陰近畿自動車の道路交通管理業務を公社から委託を受けた者（以下「受託者」という。）が実施する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(関係法令及び条例の遵守)

第2条 受託者は、業務の実施に当たっては、関係法令及び条例等を遵守しなければならない。

(公社の指示)

第3条 受託者は、委託業務の実施に当たり、公社の指示を求める必要のある場合は、直ちに公社の指示を求めなければならない。

2 受託者は、道路の利用者等（以下「利用者等」という。）との間に争いが生じないように委託業務を実施するものとし、利用者等との間に争いが生じた場合は、直ちに公社に報告し、公社の指示に従わなければならない。

(公社への通知)

第4条 受託者は、受託者の使用する者の内から委託業務の実施に従事する者（以下「業務員」という。）を定め公社に通知するものとする。

(委託業務の内容、基地及び業務場所)

第5条 本業務の内容は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 交通管制業務
- (2) 交通管理業務
- (3) 電気通信・機械施設等日常保守点検業務
- (4) 電気通信・機械施設等保守定期点検業務
- (5) 雪氷管理業務

2 基地及び業務場所は次の各号によるものとする。

- (1) 交通管制業務は、京都府道路公社管理事務所内の公社が指定する事務室を基地とし、管制室を業務場所とする。
- (2) 交通管理業務は、京都府道路公社管理事務所内の公社が指定する事務室を基地とし、京都縦貫自動車道 宮津天橋立 I C 取付部から丹波 I C の区間(綾部ジャンクション部の B、D、E、G ランプを含む)の本線、並びに山陰近畿自動車道路 京丹後大宮 I C 取付区間から宮津天橋立 I C までのランプ及び道路付属施設を業務場所とする。
- (3) 電気通信・機械施設等日常保守、保守定期点検業務は、公社が指定する事務室を基地とし、上記2項と同じ期間及び区間の電気通信・機械施設等を業務場所とする。
- (4) 雪氷管理業務は、京都府道路公社管理事務所内の公社が指定する事務室を基地とし、管制室を業務場所とする。

(責任者の配置人員、資格及び勤務時間)

第6条 受託者は、現場において、発注者の監督又は指示に従い委託業務の実施に関し責任を持って処理する総括責任者を1名配置する。なお、総括責任者は高速道路等での交通管理・管制業務の管理・監督者としての実務経験を1年以上有する者とする。

また、総括責任者を補佐するため、総括責任者と同等の経験を有する副総括者を1名配置する。

2 責任者の勤務時間は8時30分から17時30分とする。

(業務員の配置人員、資格及び勤務時間)

第7条 受託者は、業務を実施するため、別紙1に規定する組織により、次の各号により実施しなければならない。また、各業務に従事する者は、普通自動車運転資格を有し、安全に普通自動車の運行を行うことが可能な者とする。

1 (交通管理・管制業務・日常保守業務)

(1) 交通管制業務の実施にあたっては原則3名1組で従事するものとし、その内、第3級陸上特殊無線技士以上の資格者を1班当たり1名以上、かつ高速道路等での交通管制業務3年以上の実務経験を有する者を1名以上(1班当たり2名以上)配置するものとする。

(2) 交通管理業務の実施にあたっては2名1組で従事するものとし、その内、小型移動式クレーン技能講習及び玉掛け技能講習の修了者を1名以上、かつ高速道路等での交通管理業務3年以上の実務経験を有する者を1名以上(1班当たり5名以上)配置するものとする。

(3) 電気通信・機械施設等日常保守点検業務実施にあたっては2名1組で従事するものとし、その内、第2種電気工事士及び第3級陸上特殊無線技士以上の資格者を1班当たり1名以上、かつ高圧受電設備、情報処理設備、伝送設備またはトンネル非常用設備等の何れかにおける保守点検業務の実務経験を1年以上有する者を1名以上(1班当たり2名以上)配置するものとする。

(4) 雪氷管理業務には、高速道路等での雪氷管理業務の実務経験を1年以上有する者を1名以上(1班当たり2名以上)配置するものとする。

(5) (1)～(4)の業務は、(1)、(3)の業務を含め1班当たり第3級陸上特殊無線技士以上の資格者を4名以上を配置するものとする。

2 各業務員の配置人員及び勤務時間は別紙1の交通管理・管制等業務組織図のとおりとする。

3 受託者は、別紙1に示す交通管理・管制等業務組織図の24時間勤務者の内から各班毎に班長と副班長を各1名選任することとし、班長は班の業務のとりまとめを行うとともに8時30分から翌朝8時30分の間における業務の責任者とする。また、副班長は、班長を補佐するとともに、冬期雪氷管理業務に関する責任者とする。

(教育訓練)

第8条 受託者は、委託業務を安全かつ円滑に実施するため、業務員の教育訓練に努めるものとする。

2 教育訓練は、当面は次の各号に示す内容を基本とするが、公社及び受託者協議の上、必要に応じ当該管理道路の実態に即した内容に変更できるものとする。

- (1) 京都縦貫自動車道の道路維持管理業務受託者の一員としての自覚
- (2) 公社の定めた各業務要領の習熟とその実務の習熟
- (3) 各機器等の操作の習熟
- (4) 事故、故障車、落下物等発生を想定した交通規制を含む処理訓練
- (5) 交通管理及び交通安全等に係わる研修への参加
- (6) その他道路維持管理業務業務実施における必要な訓練

3 前項第4号に掲げる教育訓練については、毎月実施することとし、実施結果について公社へ書面で報告することとする。また、その他の教育訓練については、常に心がけることとし、受託者において報告必要と認めたもののみ書面で公社へ報告することとする。

(委託期間及び委託区間)

第9条 各業務の委託期間及び委託区間は、次の各号によるものとする。

(1) 委託期間は、令和2年6月1日から令和5年5月31日とする。

なお、雪氷管理業務は雪氷対策期間である各年の11月20日から翌年4月5日とする。ただし、委託期間内に京都縦貫自動車道が西日本高速道路株式会社に移管される場合は、委託期間を変更する。

(2) 委託区間は、京都縦貫自動車道の宮津天橋立ICから丹波ICまでの52.6Km、山陰近畿自動車の宮津天橋立ICから京丹後大宮ICまでの10.5Km、及び京丹後大宮、与謝天橋立、宮津天橋立、舞鶴大江、綾部安国寺、京丹波わち、京丹波みずほのIC各ランプ、丹波ICのB、Cランプ並びに由良川PA、京丹波PA、綾部JCT部のB、D、E、Gランプとする。

(委託業務の実施)

第10条 受託者は道路維持管理業務要領によるほか、次の各号に定める要領により委託業務を実施しなければならない。

- (1) 交通管制業務は、交通管制要領
- (2) 交通管理業務は、交通管理要領
- (3) 電気通信・機械施設等日常保守点検業務は、電気通信・機械施設等日常保守点検要領
- (4) 電気通信・機械施設等保守定期点検業務は、電気通信・機械施設等保守定期点検要領
- (5) 雪氷管理業務は、雪氷対策要領、冬用タイヤ装着指導要領、雪氷作業手引き書
- (6) その他、防災業務要領、震災点検要領、交通規制作業要領、無線運用管理要綱

(制服等の着用)

第11条 受託者は、業務員に公社の承認を受けた制服を着用させなければならない。

(資格証明書の携帯)

第12条 受託者は、業務員に常に公社が発行する「資格証明書」を携帯させ、関係人の請求があったときは、これを呈示させなければならない。

(業務用無料通行証等の交付)

第13条 社は、業務実施に際し必要と認める場合は、交通管理・管制等業務の関係車両に対して、業務用無料通行証等を交付することができる。

- 2 受託者は、業務用無料通行証等の交付を申請する場合には、業務用無料通行証等の交付申請書に基づき社に申請するものとする。
- 3 受託者は、業務用無料通行証等の使用について契約の目的以外に使用してはならない。また、社が業務用無料通行証等の返納を求めた場合は、ただちに返納しなければならない。
- 4 発行された業務用無料通行証等について、受託者側の事由（紛失、車両の更新等）により発行が必要となった場合の費用は、受託者が負担するものとする。

(無線電話等の使用)

第14条 受託者は、委託業務の実施にあたって無線電話等を使用する場合は、社が別に定める京都府道路公社無線運用管理要綱により行うものとする。

(施設等の貸与)

第15条 社は、受託者が委託業務を実施するために必要な施設及び物品（受託者の従業員の福利厚生に供するもの、事務用消耗品、その他現場管理費に含まれるものを除く。以下「貸与施設等」という。）を受託者に無償で貸与又は支給するものとする。

- 2 受託者は、貸与施設等を委託業務以外の目的に使用し、又は転貸し、若しくは担保に供してはならない。
- 3 受託者は、貸与施設等を善良な管理者の注意義務を持って管理しなければならない。
- 4 受託者の故意又は重大な過失により貸与施設等に損害を与えた場合は、受託者の責任において修繕を行うものとする。また、修繕が不能の場合は、費用弁書を行うものとする。

(パトロール車等の貸与)

第16条 社は、委託業務の実施に必要なパトロール車等は無償貸与する。ただし貸与にあたっては、次の各号によることとする。

- (1) 受託者は、借用にあたっては別途社に使用申請を行い、社の許可を得て使用するものとする。
- (2) パトロール車等の使用する燃料、油脂類は社が支給する。
- (3) パトロール車の車載機材についても同様の手続きを行うものとする。
- (4) 貸与されたパトロール車等の現状維持に必要な管理及び数量確認は受託者が行うこと。
- (5) 受託者は、貸与されたパトロール車等の管理簿を作成するとともに社から指示があった場合は、使用状況等を書面で報告すること。
- (6) 受託者の故意又は過失によってパトロール車等を損傷した場合は、社の指示する期間内に現状復旧するか、又はその損害を賠償しなければならない。

(貸与施設等の内訳)

第17条 社が受託者に貸与する施設、車輛、物品の内訳は別途定めるものとする。

(記録及び報告)

第 18 条 受託者は、業務日誌を各業務の要領に定める様式により毎日の委託業務実施状況、その他の必要事項を記載し、翌日公社に報告しなければならない。

2 受託者は、毎月月次報告書を作成し、翌月の 5 日までに公社に提出しなければならない。

(備付書類等)

第 19 条 受託者は、次の各号に掲げる書類及び帳簿を公社が指定する事務室に備えなければならない。

- (1) 交通管理・管制等業務委託契約書 (写)
- (2) 交通管理・管制等業務委託仕様書
- (3) 貸与施設等に関する帳簿及び目録
- (4) 受託者の所有する施設等の目録
- (5) 支給品の受払簿
- (6) 業務日誌
- (7) 勤務表
- (8) 公社が貸与する各業務要領
- (9) その他必要な書類等

(個人情報の取扱)

第 20 条 受託者はこの業務の実施にあたり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱を適切に行わなければならない。

- 2 (収集の制限) 受託者は、この業務を実施するために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 3 (目的外利用・提供制限) 受託者は、公社の指示がある場合を除き、この業務に関して知ることのできた個人情報を、業務の目的以外に利用したり第三者に提供してはならない。
- 4 (漏えい、滅失及びき損の防止) 受託者は、この業務に関して知ることのできた個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 (廃棄) 受託者は、この業務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄又は消去しなければならない。
- 6 (秘密の保持) 受託者は、この業務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。また、この業務が終了し解除された後についても同様とする。
- 7 (複写又は複製の禁止) 受託者は、この業務を処理するため公社から引き渡された個人情報が記録された資料等を、公社の承諾なしに複写又は複製してはならない。
- 8 (業務従事者への周知) 受託者は、この業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても、この業務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

- 9 (資料等の返還) 受託者は、この業務を処理するために公社から提供を受けたり受託者自らが収集若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この業務完了後直ちに公社に返還又は引き渡すものとする。ただし、公社が別に指示したときはその指示によるものとする。
- 10 (立入調査) 公社は、受託者がこの業務の執行にあたり取り扱っている個人情報の扱いについて、随時、立入調査をすることができる。
- 11 (事故発生時における報告) 受託者は、前項に示す個人情報取扱の内容に違反する事態が生じた場合、又は生じる恐れがあることを知ったときは速やかに公社に報告し、公社の指示に従うものとする。

(その他)

第21条 その他、仕様書に明示のない事項は、双方協議の上決定する。

- 2 契約の期間終了後、次の受託者が異なる場合には、事務の円滑なる引き継ぎに協力するものとする。なお、詳細は発注者との協議により定めることとする。

第2章 交通管制業務

(業務の内容)

第22条 受託者は、次の各号に定める業務を交通管制要領に基づき実施しなければならない。

- (1) 無線通信及び有線通信による指令並びに非常電話の運用に関すること。
- (2) 交通事故その他異常事態の発生時における警察、消防、路側援助業者(JAF、民間レッカー業者)等関係機関との連絡、調整及び通報に関すること。
- (3) パトロール隊に対する緊急出動指令及び応急措置指令に関すること。
- (4) 道路状況(気象状況を含む)交通状況(渋滞等)工事規制状況、その他円滑な交通の確保に必要な情報の収集伝達及び提供に関すること。
- (5) 各情報板及びその機器の操作に関すること。
- (6) 道路・交通管理に関する資料の作成及び交通事故等の統計の作成並びに報告に関すること。
- (7) 前各号に付随する業務。

第3章 交通管理業務

(業務の内容)

第23条 受託者は、交通管理要領に基づき、毎日次の各号に定めるパトロールを行い、道路状況、交通状況及び気象状況の把握、第25条に定める通報、第26条に定める異常事態の処理、道路法等の違反者に対する警告等を実施しなければならない。

- (1) 定期パトロール：公社の指定する時間に行う大江基地、分駐所の定める各間を各6回のパトロール
- (2) 臨時パトロール：前号の定期パトロール以外に道路の安全と円滑を図るため、公社が

特に必要があると認めて指示したパトロール

- 2 定期パトロールの時間及びルートは原則として次の各号によるものとする。ただし、燃料補給時等において巡回時間が不足する場合は、舞鶴大江 IC 取付部並びに宮津天橋立 IC 取付部の巡回を省略することができる。なお、通行止区間では実施しない。

京丹後大宮 IC～綾部安国寺 IC (本隊)パトロール

北第1便 1時00分～3時00分

舞鶴大江基地～舞鶴大江 IC (A ランプ)～綾部 JCT (F ランプ～E ランプ)～綾部安国寺 IC (B ランプ～C ランプ)～綾部 JCT 下り本線～下り由良川 PA～舞鶴大江 IC 下り本線～宮津天橋立 IC 下り本線～宮津天橋立本線料金所～与謝天橋立 IC 下り本線～京丹後大宮 IC (G ランプ～A ランプ)～与謝天橋立 IC (B ランプ～A ランプ)～宮津天橋立本線料金所～宮津天橋立 IC (B ランプ～E ランプ～A ランプ)～舞鶴大江 IC (B ランプ～E ランプ)～舞鶴大江基地

北第2便 5時00分～7時00分

舞鶴大江基地～舞鶴大江 IC (C ランプ)～宮津天橋立 IC (D ランプ～E ランプ～C ランプ)～宮津天橋立本線料金所～与謝天橋立 IC (D ランプ～C ランプ)～京丹後大宮 IC (G ランプ～A ランプ)～与謝天橋立 IC 上り本線～宮津天橋立本線料金所～宮津天橋立 IC 上り本線～舞鶴大江 IC 上り本線～上り由良川 PA～綾部 JCT 上り本線～綾部安国寺 IC (B ランプ～C ランプ)～綾部 JCT (H ランプ～G ランプ)～舞鶴大江 IC (D ランプ～E ランプ)～舞鶴大江基地

北第3便 8時30分～11時30分 (始業点検時間を含む)

北第1便と同じルート

北第4便 13時00分～15時30分

舞鶴大江基地～舞鶴大江 IC (C ランプ)～宮津天橋立 IC (D ランプ～E ランプ～C ランプ)～宮津天橋立本線料金所～与謝天橋立 IC (D ランプ～C ランプ)～京丹後大宮 IC (G ランプ～A ランプ)～与謝天橋立 IC 上り本線～宮津天橋立本線料金所～宮津天橋立 IC 上り本線～舞鶴大江 IC 上り本線～上り由良川 PA～綾部 JCT 上り本線～綾部安国寺 IC (B ランプ～C ランプ)～綾部 JCT (H ランプ～A ランプ)～綾部 IC～綾部 JCT (D ランプ～G ランプ)～舞鶴大江 IC (D ランプ～E ランプ)～舞鶴大江基地

北第5便 17時00分～19時30分

舞鶴大江基地～舞鶴大江 IC (A ランプ)～綾部 JCT (F ランプ～C ランプ)～舞鶴西 IC～綾部 JCT (B ランプ～E ランプ)～綾部安国寺 IC (B ランプ～C ランプ)～綾部 JCT 下り本線～下り由良川 PA～舞鶴大江 IC 下り本線～宮津天橋立 IC 下り本線～宮津天橋立本線料金所～与謝天橋立 IC 下り本線～京丹後大宮 IC (G ランプ～A ランプ)～与謝天橋立 IC (B ランプ～A ランプ)～宮津天橋立本線料金所～宮津天橋立 IC (B ランプ～E ランプ～A ランプ)～舞鶴大江 IC (B ランプ～E ランプ)～舞鶴大江基地

北第6便 21時00分～23時00分

北第2便と同じルート

綾部JCT～丹波IC（分駐隊）定期パトロール

南第1便 1時00分～3時00分

京丹波わち分駐隊詰所～京丹波わちIC（Cランプ）～綾部安国寺IC（Dランプ～Eランプ～Gランプ）～綾部JCT（Hランプ～Eランプ）～綾部安国寺IC上り線本線～京丹波わちIC上り線～京丹波みずほIC上り線～上り京丹波PA～丹波IC（Bランプ～Eランプ～Cランプ）～京丹波みずほIC（Dランプ～Eランプ～Cランプ）～京丹波わちIC（Dランプ～Eランプ）～京丹波わち分駐隊詰所

南第2便 5時00分～7時00分

京丹波わち分駐隊詰所～京丹波わちIC（Aランプ）～京丹波みずほIC（Bランプ～Eランプ～Aランプ）～丹波IC（Bランプ～Eランプ～Cランプ）～下り京丹波PA～（仮称）瑞穂IC下り本線～京丹波わち下り本線～綾部安国寺IC下り本線～綾部JCT（Hランプ～Eランプ）～綾部安国寺IC（Bランプ～Eランプ～Aランプ）～京丹波わちIC（Bランプ～Eランプ）～京丹波わち分駐隊詰所

南第3便 8時30分～11時30分（始業点検時間含む）

南第1便と同じコース

南第4便 13時00分～15時00分

京丹波わち分駐隊詰所～京丹波わちIC（Aランプ）～京丹波みずほIC（Bランプ～Eランプ～Aランプ）～丹波IC上り本線～園部IC～丹波IC下り本線～下り京丹波PA～京丹波みずほIC下り本線～京丹波わち下り本線～綾部安国寺IC下り本線～綾部JCT（Hランプ～Eランプ）～綾部安国寺IC（Bランプ～Eランプ～Aランプ）～京丹波わちIC（Bランプ～Eランプ）～京丹波わち分駐隊詰所

南第5便 17時00分～19時00分

南第1便と同じコース

南第6便 21時00分～23時00分

南第2便と同じコース

（緊急出動）

第24条 受託者は、待機中又はパトロール中に第25条第1項第3号に定める異常事態の発生により公社から指示を受けた場合は、当該異常事態の処理等を実施するため、緊急出動を行わなければならない。

（通 報）

第25条 受託者は、パトロール又は緊急出動を行う場合は、次の各号に掲げる事項を直ちに管制室に無線電話等により通報しなければならない。なお、第3号又は第4号に掲げる事項について利用者等から情報を入手した場合も同様とする。

（1）パトロール又は緊急出動の出発及び帰着

- (2) 折り返し地点及び公社が別に定める地点の通過
- (3) 交通管理要領に定める道路状況、交通状況及び気象状況に係る異常事態（以下「異常事態」という。）に関する事項
- (4) 道路法、その他の法令に違反している者（以下「法令違反者」という。）に対する警告等に関する事項
- (5) 異常事態の処理又は法令違反者に対する警告等を行うべき場所への到着したとき
- (6) 異常事態の処理又は法令違反者に対する警告等の終了
- (7) その他特に公社から通報を求められた事項

2 受託者は、パトロール中又は緊急出動中に次の各号に掲げる事態が発生したときは、直ちに当該各号に定める事項を無線電話等により管制室に通報しなければならない。

- (1) 交通渋滞等によるパトロールの遅延又は緊急出動の目的地への到着遅延
- (2) 委託業務を実施するために使用する車両に係る交通事故若しくは故障又は隊員の傷病

(異常事態の処理及び法令違反者に対する警告等)

第 26 条 受託者は、異常事態又は法令違反者について交通管理要領に定めるところにより、これを処理し、又は警告等しなければならない。

(パトロールへの復帰等)

第 27 条 受託者は、前条の処理又は警告等をパトロール中に行った場合はパトロールに、基地から緊急出動したときは基地に、それぞれ復帰するものとする。ただし、パトロール中において処理又は警告等が長時間にわたったときは、当該パトロールを中断することができるものとする。

(後方警戒)

第 28 条 受託者は、道路上において自力走行ができなくなった車両のけん引（つり上げけん引を含む。）による排除が行われる場合において、交通の安全を図るため公社が指示したときはパトロール車により後続車に対して注意喚起をしなければならない。

(警察等との協力)

第 29 条 受託者は、業務の実施に当たっては、業務の内容に応じ、警察、消防及びその他関係機関と密接な連携を保ち、これと協力しなければならない。

第 4 章 電気通信・機械施設等日常保守点検業務

(業務の内容及び対象施設)

第 30 条 受託者は、別紙 3 に掲げる施設（以下「対象施設」という。）について、次の各号に定める業務を電気通信・機械施設等日常保守点検要領に基づき、実施しなければならない。

- (1) 日常保守点検
- (2) 故障発生時の応急復旧
- (3) 「電気通信・機械施設等保守定期点検業務」(以下「定期点検」という。)の実施に伴う後方警戒及び簡易な規制の補助

(点検者及び保守点検責任者)

第31条 受託者は、業務員のうちから点検者及び保守点検責任者を選任し、公社に通知しなければならない。

- 2 保守点検責任者は、仕様書、契約書、設計図書に基づき技術上の管理を行うものとする。なお、業務実施にあたっては、公社と十分打ち合わせの上、相互協力し業務を実施しなければならない。

(応急復旧業務)

第32条 受託者は、応急復旧にあたっては、公社に損傷状況を報告するとともに、作業内容、作業時期等について協議し、承諾を得なければならない。

(打ち合わせ等)

第33条 受託者は、委託業務を適正かつ円滑に実施するため、常に公社と密接な連絡を行い、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度打ち合わせを行いその結果を受託者が「打ち合わせ記録簿」に記録し提出するものとする。

(業務の履行等)

第34条 受託者は、業務履行にあたっては、次の各号によらなければならない。

- (1) 点検者は、常に作業環境を整えるものとする。
- (2) 点検者は、設備等の表示内容及び警報音等に注意し、その状態を把握するものとする。
- (3) 施設等の機能を停止させてはならない。ただし、公社の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (4) データが欠測となる重要な操作については、あらかじめ公社の承諾を得なければならない。
- (5) 点検施設に重大な故障を発見した場合は、直ちに公社に報告し、その指示に従うこと。

(業務の実施日及び時間)

第35条 業務の実施日及び時間は、交通管理・管制業務と一体的な計画とし策定するものとする。

なお、業務の実施は、原則として昼間の勤務時間帯とし、都合によりその時間帯外に業務を実施する必要がある場合は、あらかじめ公社と協議し、承諾を得るものとする。

(業務の一時停止)

第36条 公社は、次の各号に該当する場合は、受託者に対し必要と認める期間について、点検

業務等の全部又は一部の履行について一時中止を指示することができる。

- (1) 交通事故又は災害等により、交通管理・管制業務への応援が必要となった場合
- (2) 定期点検の実施に伴い後方警戒が必要な場合
- (3) 前号に掲げるほか、公社が必要と認めた場合

(臨機の措置)

第37条 受託者は、業務履行中に異常事態が発生した場合は、次の各号によるものとする。

- (1) 天候又は災害等によって業務の遂行が困難となった場合は、公社に報告しその指示に従うものとする。
- (2) 施設等に異常が発生し、又は発生が予想される場合は、速やかに公社に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は応急措置を行った後、直ちにその状況及び措置内容を公社に報告するものとする。

(安全等の確保)

第38条 受託者は、次の各号により委託業務実施における安全を図らなければならない。

- (1) 常に安全管理に心がけ、感電、墜落事故等に十分注意するものとし、必要に応じて保安防具等を着用すること。
- (2) 交通規制を必要とする場合は、公社が別に定める「交通規制作業要領」に準拠して行うものとし、常に交通安全対策に心がけ、一般通行者の安全確保並びに点検者の保安に万全を期すること。
- (3) 点検場所に点検関係者以外の者の立ち入りを禁止する場合には、立ち入り禁止の表示を行うとともに、バリケード等、公社が貸与する工事安全施設を設置すること。
- (4) 万一作業中に事故が発生した場合は、直ちに公社に通報するとともに、速やかに書面により事故報告を行うこと。

なお、損害の賠償は、すべて受託者の責任において速やかに処理するものとする。

(消耗品等)

第39条 業務に必要な消耗品等は、公社が負担するものとする。

(提出書類)

第40条 受託者は、別紙4「電気通信・機械施設等日常保守点検業務提出書類一覧」に掲げる書類を提出しなければならない。

第5章 雪氷管理業務

(雪氷業務の内容)

第41条 受託者は、次の各号に定める業務を雪氷対策要領に基づき実施しなければならない。

- (1) 雪氷パトロールでの雪氷対策作業の報告及び記録業務に関すること。
- (2) 雪氷基地に対する指示、伝達に関すること。

- (3) 各種データの収集、報告、整理に関すること。
- (4) 管制室における各関係機関等との応答、雪氷作業委託業者への指示に関すること。
- (5) 雪量観測等に関すること。
- (6) 前各号に付随する業務

第6章 電気通信・機械施設等保守定期点検業務

(保守定期点検業務の内容)

第42条 本業務は、設備を常に正常な状態に維持する業務であり、点検内容等は、別に定める「電気通信・機械施設等保守定期点検要領」(平成23年10月改訂版)によるものとし、原則は年1回の点検を実施する。

2 点検業務計画

令和2年度

- 宮津天橋立IC～丹波IC 点検業務1式
- 宮津天橋立IC～与謝天橋立IC 点検業務1式
- 与謝天橋立IC～京丹後大宮IC (マニュアル作成)

令和3年度

- 宮津天橋立IC～丹波IC 点検業務1式
- 宮津天橋立IC～京丹後大宮IC 点検業務1式

令和4年度

- 宮津天橋立IC～丹波IC 点検業務1式
- 宮津天橋立IC～京丹後大宮IC 点検業務1式

令和5年度

- 宮津天橋立IC～丹波IC 点検業務1式(換気、空調設備のみ)
- また、機器に小範囲で発錆がある場合は錆止めのタッチアップを施すること。
- なお、本業務に必要な完成図書及び取り扱い説明書等は公社から貸し出しする。
- 本業務完了後は、次年度の受託者に円滑に引き継ぎすること。

(定期点検責任者)

第43条 受託者の定期点検責任者は(1)、(2)に示す資格及び経験を有する物の中から定期点検責任者を定め公社に通知するものとする。

- (1) 国家資格、第3種電気主任技術者以上又は、消防設備士(甲種第1類)を取得しているもの。
- (2) 実務経験として、高圧受配電設備又は、トンネル用非常設備に係る保守点検業務、運転制御業務、設計業務、施工管理業務又は、工事に従事した経験を5年以上有すること、かつ、別表-1に示すトンネル等級A又は、AAの非常設備を有する道路トンネルにおいて高圧受配電設備及び非常設備に係る保守点検業務に従事した経験を1年以上含むこと。

(業務従事者の資格)

第 44 条 本業務に従事する点検者（以下「点検者」という。）は別表－2 に示す資格を有するものとし、業務の実施に当たっては業務内容に応じた資格を有するものを行わなければならない。

(業務の実施時間)

第 45 条 本業務の実施時間は、原則として土・日・祝祭日を除く平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

なお、業務実施の都合により、この時間以外に作業を行う必要がある場合は、予め監督員に計画書を提出し、承認を得なければならない。

(業務の履行)

第 46 条 受託者は、本業務を実施するにあたり、次の各号に掲げる事項に留意するとともに、交通管理・管制業務と連携し、迅速かつ安全に作業を行うものとする。

- (1) 本業務に係る各作業工程については、監督員に計画書を提出し、承諾を得ること。
- (2) 点検者は、業務の履行に適した作業服を着装し、腕章により身分を明示すること。
- (3) 点検者は、常に作業環境の整備等に留意すること。
- (4) 作業の実施にあたっては、前日の 16 時までに「工事・作業実施連絡表」を管理事務所に提出すること。また、管制室に対しては、作業開始時間・作業終了時間・作業場所等連絡すること。
- (5) 作業は、原則として定期点検責任者の指揮監督のもと点検者 2 名以上で行うものとし 1 名での作業は行ってはならない。
- (6) 点検者は、設備の表示及び警報音等に注意し、その状態を把握しておくこと。
- (7) 業務の履行にあたり、データが欠測となる重要な操作については、予め監督員の承諾を得ること。
- (8) 道路上の作業においては、「交通規制作業要領」に基づき、常に交通安全に心掛け一般利用者の安全確保及び点検者の保安に万全を期すること。
- (9) 万一作業中に事故が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、速やかに書面により事故報告を提出すること。

なお、損害の賠償は全て受託者の責任において速やかに処理すること。

- (10) 作業終了後は、設備の状態確認を行い監督員にその日の作業結果を報告するとともに、管制室に必要な事項を連絡すること。

(交換部品)

第 47 条 本業務に必要な交換部品は、公社から支給する。

なお、交換部品は別表－3 に示すとおりとする。

(受託者の負担)

第 48 条 本業務において次の各号に掲げる材料及び器具等については、受託者負担とする。

- (1) 油脂、補修ペイント等の消耗材料品（グリス、ウエス、潤滑油、ペンキ、ハケ）

- (2) 軽微な部品（ヒューズ、絶縁テープ、端子類、電線（50m程度）
- (3) 測定器具、修理工具等

（予備品の整理・整頓）

第49条 受託者は、各施設の予備品等を把握し、整理・整頓に努めること。

（臨機の措置）

第50条 業務の履行に当たり、点検設備に重大な故障を発見し、又は発生が予測される場合は速やかに監督員に報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合には応急措置を行った後、直ちにその状況及び措置内容等を監督員に報告するものとする。

（関係機関等への連絡及び協議）

第51条 本業務の実施にあたり、必要な場合は監督員の指示の指示のもと関係官公署及び関係会社等への連絡打ち合わせの補助を行うものとする。

（質疑事項）

第52条 受託者は、本業務の実施にあたり本仕様書に明示のない事項において疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議するものとする。

（業務履行計画書）

第53条 受託者は、本業務の実施にあたり次の各号に掲げる内容の履行計画書を作成し、契約締結後速やかに監督員に提出し承諾を受けるものとする。

- (1) 業務内容
- (2) 全体工程表
- (3) 業務履行体制[保守点検組織、連絡体制]
- (4) 安全管理
- (5) 主要測定機械器具一覧
- (6) 業務従事者名簿
- (7) その他

（業務実施予定表）

第54条 受託者は、本業務の実施にあたり「保守定期点検業務予定表」を前月25日までに監督員に提出し承諾を受けるものとする。

（業務打ち合わせ記録簿）

第55条 受託者は、監督員と本業務に関する打ち合わせを行った時は各設備毎に様式-1により「打合せ記録簿」に必要事項を記載しその都度監督員に提出するものとする。

(点検結果報告書)

第 56 条 受託者は、各設備ごとの点検家結果をまとめ「保守定期点検業務報告書」を様式－2 により作成しその都度監督員に提出するものとする。

また、業務完了時には、年間点検結果の所見及び次年度以降の対象施設の保全に関する提言をまとめた報告書を作成するものとする。

(故障報告書)

第 57 条 受託者は、保守定期点検において設備故障を発見した場合は各設備ごとに様式を－3 により故障の設備名、設置場所、故障原因、現場対応等を記入しその都度監督員に提出、確認を受けるものとする。

(写真管理)

第 58 条 写真の撮影と整理については、別に定める「電気通信・機械施設等保守定期点検要領」(平成 23 年 10 月改訂版)によるものとし提出部数は 1 部とする。

なお、写真の色彩、大きさ、工事写真帳の大きさならびに電子媒体電に記録する工事写真については土木工事施工管理基準(平成 22 年 4 月京都府)によるものとする。

(検査)

第 59 条 受託者は、本業務の既済部分検査及び完了検査に際し本仕様書に定める点検結果報告及び履行の確認に関する関係資料を整えておくものとする。

なお、検査にあつたては定期点検責任者が立ち会うものとする

(その他の業務)

第 60 条 受託者は、前条の業務のほか、道路の交通の安全と円滑を図るため公社が指示した事項を、指示した方法により実施しなければならない。

また、本業務完了後は、次年度の受託者に円滑に引き継ぎすること。

別 紙

別紙 1 交通管理・管制等業務組織表

別紙 3 日常保守点検業務の対象設備

別紙 4 電気通信・械設備等日常保守点検業務提出一覧

別紙 5 電気通信・械施設等保守定期点検施設一覧

別 表

別表－1 トンネル等級 A の非常用施設

別表－2 保守定期業務に従事する点検者の資格

別表－3 交換部品一覧

様 式

様式－1 打合せ記録簿 様式－2 保守定期点検業務報告書

様式－3 保守定期点検業務故障報告書